

ガス系消火設備等評価規程

平成7年5月10日
消安セ規程第2号
平成8年12月25日
危保規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、ハロン代替ガス系消火薬剤（生産等が全廃されたハロンの代替等として開発されているハロゲン化物及び非ハロゲン化物をいう。以下「ガス系消火薬剤」という。）を使用する消火設備・機器（以下「ガス系消火設備等」という。）に係る評価に関し、必要な事項を定め、もってガス系消火設備等の適正な設置及び維持・管理等に資することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、消防法第10条第1項に規定する危険物施設若しくはその部分又は消防法第17条第1項に規定する防火対象物若しくはその部分（以下「防火対象物等」という。）に、消防法令に基づいて義務付けられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備等及び消火を目的として任意に設置されるガス系消火設備等とする。

この場合における評価は、原則として防火対象物等に設置されるガス系消火設備等ごとに行うものとする。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定める評価を行うことができる。

- (1) 相当の評価実績があるガス系消火設備等（財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）理事長が危険物保安技術協会（以下「協会」という。）理事長と協議して別に定めるガス系消火薬剤を使用して別に定める用途に設置するガス系消火設備等をいう。）当該用途に設置することを前提としてその基本的な機能、性能に着目した評価（以下「設備等基本類型評価」という。）
- (2) 任意に設置されるガス系消火設備のうち小規模の部分に設置されるもの 当該ガス系消火設備等に着目した評価（以下「設備等個別評価」という。）

(評価に係る手続き)

第3条 ガス系消火設備等を設置しようとする防火対象物等の関係者等（以下「関係者等」という。）が当該ガス系消火設備等について評価を受けようとするときは、ガス系消火設備等評価申請書（別記様式第1によることとし、所要の添付図書を含む。以下「申請書」という。）を安全センター又は協会に提出するものとする。

なお、設備等基本類型評価又は設備等個別評価に係る申請にあつては、当該ガス系消火設備等の設計・施工者が行うことができる。

2 前項の申請書の提出にあつては、あらかじめ、当該防火対象物等を管轄する消防長又は消防署長の指導を受けるものとする。

なお、設備等基本類型評価又は設備等個別評価に係る申請書の提出にあつては、この限りでない。

- 3 第1項の評価申請をした関係者等（以下「申請者」という。）又は第9条の2第3項の届出をした関係者等は、安全センター理事長と協会理事長が協議して定める手数料を納入するものとする。
- 4 安全センター理事長又は協会理事長は、提出された申請書が所要の様式その他の要件を具備し、かつ、評価に関し審議することが適当であると認められる場合には、第5条に規定するガス系消火設備等評価委員会（以下「評価委員会」という。）に評価を付託するものとする。

（評価の内容）

第4条 安全センター又は協会は、ガス系消火設備等に係る評価の申請があった場合には、当該ガス系消火設備等について適正な機能・性能等を確保するため次の事項について評価する。

- (1) ガス系消火薬剤の消火性能及び毒性
- (2) 用途及び使用形態（危険物施設にあっては危険物の貯蔵・取扱形態）への適応性
- (3) 設置方法、空間容積、放出方法等
- (4) 放出（誤放出又は消火のための放出）に係る安全対策
- (5) 維持管理等に関する事項

（評価委員会）

第5条 ガス系消火設備等に係る専門技術的な評価を行うため、安全センター及び協会に評価委員会を置く。

- 2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、ガス系消火設備等について学識経験を有する者及び行政機関の職員とし、安全センター理事長が委嘱する。
- 3 評価委員の任期は、2年とする。
- 4 評価委員会に委員の互選による委員長1名をおき、委員長は評価委員会を統括する。
- 5 評価委員会に委員長が指名する副委員長1名をおき、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

（専門委員会）

第6条 評価委員会に、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、ガス系消火設備等について学識経験を有する者及び行政機関の職員とし、安全センター理事長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、1年とする。
- 4 専門委員会は、原則として評価事案ごとに評価委員及び専門委員の中から委員長が指名する者をもって構成する。
- 5 専門委員会に評価委員の中から委員長が指名する主査をおき、主査は専門委員会を統括する。
- 6 主査に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する専門委員が職務を代行する。

（特別委員等）

第7条 専門委員会に、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、評価に係るガス系消火設備等を設置することとなる防火対象物等を管轄する消防機関を代表する者とし、安全センター理事長が委嘱する。

- 3 特別委員の任期は、当該ガス系消火設備等の審議が終了するまでの間とする。
- 4 ガス系消火設備等の評価が特定の専門分野にわたる場合は、安全センター理事長は、当該ガス系消火設備等の評価に限り、当該専門分野の知識経験を有する者を評価委員会又は専門委員会の委員に委嘱することができる。

(評価委員会及び専門委員会の運営)

- 第8条 評価委員会又は専門委員会は、必要に応じて開催し、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。
- 2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した委員については出席とみなす。
 - 3 評価委員会及び専門委員会の審議は、書面によることを原則とし、必要に応じて申請者からの事情聴取、実地調査等を行うことができる。
 - 4 審議の円滑を図るため、必要に応じ評価委員会と専門委員会による合同委員会を開催することができる。
 - 5 委員長は、評価委員会の審議に当たり、必要に応じて特別委員の出席を求めることができる。
 - 6 専門委員会は、ガス系消火設備等について審議し、その結果を評価委員会に報告する。
 - 7 評価委員会は、前項の報告を受けて評価を行い、その結果を安全センター理事長又は協会理事長に報告する。

(評価の結果通知)

- 第9条 安全センター理事長又は協会理事長は、評価委員会の報告に基づき評価書を作成し、申請者に通知する。
- 2 前項の通知は、申請者を受理した日から概ね3月以内に行う。ただし、既に評価を行ったガス系消火設備等と類似しているなど比較的簡易な処理が可能なものにあつては、概ね1月以内とする。

(設備等基本類型評価)

- 第9条の2 設備等基本類型評価については、第9条まで及び第11条の規定によるほか、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 設備等基本類型評価を受けようとする者は、ガス系消火設備等基本類型評価申請書(別記様式第2によることとし、所要の添付図書を含む。)を安全センター又は協会に提出する。
 - (2) 安全センター又は協会は、前項の申請があつた場合には、一定の設置場所の用途、使用形態、空間容積、維持管理等を前提とするガス系消火設備等の性能、構造、放出方法、設置方法等について評価する。
 - (3) 設備等基本類型評価を受けたガス系消火設備等を個々の防火対象物又はその部分に設置する場合には、安全センター又は協会にその旨を届け出る。

(設備等個別評価)

- 第10条 設備等個別評価については、第9条まで及び第11条の規定によるほか、安全センターが定める「消防防災用設備等性能評定規程」(昭和57年8月21日付け消安セ規程第4号)第7条から第18条までの規定に準じて行うものとする。

(関係資料等の開示の禁止等)

第11条 申請者の利益を保護するとともに、評価業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等開示することが差し支えないものを除き、当該評価の開示は行わない。

2 評価委員会及び専門委員会の会議は、非公開とする。

(補則)

第12条 ガス系消火設備の評価について必要な事項は、この規程に定めるもののほか、安全センター理事長及び協会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年5月10日から実施する。

附 則

この規程は、平成8年12月25日から実施する。

附 則

この規程は、平成9年4月25日から実施する。

ガス系消火設備等評価申請書

年 月 日

危険物保安技術協会

理 事 長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

（法人名及び代表者名）

電話番号

下記の防火対象物等に設置するガス系消火設備等の評価を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

記

1. ガス系消火設備等を設置する防火対象物等の名称又は部分

2. ガス系消火設備等の名称